

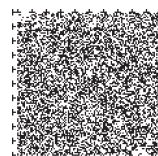
改定版

熊本市 障がい者プラン



平成27年3月

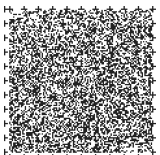
熊本市



障がい者サポーター制度シンボルマーク

表紙のイラストは、「熊本市障がい者サポーター制度」のシンボルマークです。

熊本市障がい者サポーター制度とは、障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかった方も含め、障がい者サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めてもらい、関心を広げていくための取り組みです。



「熊本市障がい者プラン」の中間見直しにあたって

本市では、平成21年3月に平成30年度までを計画期間とする「熊本市障がい者プラン」を策定し、これに基づき、障がいのある人の自立や充実した地域生活を支援するため、様々な障がい福祉施策に取り組んでまいりました。

そして、プラン策定から6年が経過した今、障がいのある人を取り巻く環境は大きな変化を迎えています。

国においては、平成23年度に、障がい福祉施策の基本となる法律である「障害者基本法」の改正により、いわゆる「社会モデル」に基づく障がいの概念や、障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の概念が明確に示されました。その後も、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正など、障がい福祉施策に関連した様々な法制度の整備が進められており、このような法制度の整備を踏まえたうえで、平成26年1月、わが国は障害者権利条約の批准に至りました。

また、熊本県においても、平成24年4月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が施行され、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現に向けた取り組みが進められています。

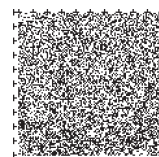
このような障がいのある人を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、本市では、この度「熊本市障がい者プラン」の中間見直しを行いました。計画の見直しにあたりましては、新たな法制度や県条例を踏まえるとともに、障がいのある人を対象としたアンケート調査や、関係団体との意見交換、各種会議での審議などを実施し、障がいのある人の現状やニーズの把握に努めました。

今後は、この計画に基づいて、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方には、本市の障がい福祉施策の推進に、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の中間見直しにあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました「熊本市障害者施策推進協議会」及び「熊本市障がい者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました市民の皆様並びに関係の皆様方に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

熊本市長 大西 一史



目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
第2章 障がい者を取り巻く環境の変化	5
第3章 障がい者の動向	8
第4章 重点施策	13
第2編 分野別施策	17
施策の体系	19
第1章 相互理解の促進と市民参加の活動	20
第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援	22
第3章 保健と医療サービスの適切な提供	30
第4章 すべての人にやさしく安全なまちづくり	35
第5章 生涯にわたる教育等の支援体制	38
第6章 自立と社会参加への条件整備	40
第7章 情報提供の充実	46
第3編 障害福祉サービス等の見込量	49
資 料	55

※「障がい」の表記について

この計画のなかには、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記し、そのほかは「障がい」と表記します。

